

## ○松阪市議会請願及び陳情取扱要綱

平成24年10月18日議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第6条第2項及び松阪市議会会議規則（平成17年松阪市議会規則第1号）第89条から第97条までに規定する請願及び陳情の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出方法)

第2条 松阪市議会に請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請願書を議長に提出するものとする。

- (1) 提出年月日
- (2) 件名
- (3) 請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）
- (4) 請願を紹介する議員の氏名
- (5) 請願趣旨
- (6) 請願事項

(請願の紹介議員)

第3条 正副議長は、請願の紹介議員になることができない。

2 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下これらを「委員会」という。）の正副委員長は、その所属する委員会に付託される請願の紹介議員になることができない。ただし、全ての会派から賛同を得たことにより、議会運営委員会委員が紹介議員となる場合は、この限りでない。

(請願書の受理)

第4条 請願書は、閉会中においても常時受理し、整理番号は、暦年を単位とした通し番号とする。

(請願を審議する時期)

第5条 定例会における請願の取扱いは、当該請願を提出しようとする定例会の招集のために開催される議会運営委員会の前日までに受理したものを審議する。ただし、急を要する場合は、その都度議会運営委員会で協議し決定する。

(趣旨説明の申出)

第6条 委員会における審査において、請願者から趣旨説明（口頭陳述）の申

出があるときは、委員長はこれを認めるものとする。

- 2 前項の申出は、請願の提出時に請願者が直接議長に申し出るものとする。  
(趣旨説明のための出席)

第7条 趣旨説明(口頭陳述)のため、委員会に出席することができる者は、2人以内とする。この場合において、趣旨説明(口頭陳述)は、審査の冒頭5分間程度とする。

- 2 前項の規定により請願者が委員会に出席した場合における費用弁償は、支給しない。  
(請願の委員会審査)

第8条 請願に係る審査は、委員会における審査の冒頭に行うものとする。

- 2 資料提供がある場合は、請願者において適宜準備するものとする。
- 3 請願の審査を行う場合において、請願者は、委員会の委員に対して質疑することができない。  
(陳情の取扱い)

第9条 陳情書の提出方法及び受理については、第2条及び第4条の規定を準用する。

- 2 前項の規定により受理した陳情のうち、市内に住所を有する者から提出され、かつ、市が処理権限を有するものについては、第5条から前条までの規定を準用する。
- 3 前項に規定する陳情以外の陳情については、随時、全議員に正本の写しを配付するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により準用する場合において、「請願」とあるのは「陳情」と、「請願書」とあるのは「陳情書」と、「請願者」とあるのは「陳情者」と、「請願趣旨」とあるのは「陳情趣旨」と、「請願事項」とあるのは「陳情事項」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。